

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税収納管理・滞納整理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、地方税収納管理・滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和7年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税収納管理・滞納整理に関する事務
②事務の概要	納付書や口座振替等の納付の受け入れを行い、各賦課データの納付状況の管理を行う。 また、再発行納付書や納税証明書の出力、還付充当処理や督促状の発行など、納付に関連する事務を行う。 各賦課データの納付状況の管理し、納付指導を行う。 また、分納誓約や滞納処分などの滞納整理に関連する事務を行う。
③システムの名称	収納消込システム、口座管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納履歴ファイル 2. 滞納処分ファイル 3. 納税組合員ファイル 4. 交渉記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 第二十四項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2157
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバーの提供を受け付ける作業等が発生しない。 ・特定個人情報を取り扱う可能性があるUSB メモリはパスワードが必須で暗号化されており、書類は施錠できる書棚に保管している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2] 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。アクセス制限手順については、所属長及びシステム部門が許可した後、システム部門で設定を行うフローを確立している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、上記と同様と対策をとっており担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務 ①システムの	中間サーバ	削除	事前	
平成28年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事前	
平成28年3月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 青木 敏治	税務課長 井上 新吾	事前	
平成29年3月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 井上 新吾	税務課長 中山 昇洋	事前	
平成29年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成29年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 中山 昇洋	税務課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年1月31日	I 5.評価実施機関における担当部署	①部署 税務課 ②所属長の役職名 税務課長	①部署 住民課 ②所属長の役職名 住民課長	事後	
令和2年1月31日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	税務課	住民課	事後	
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和3年10月25日	I 3.個人番号の利用	・番号法 第9条(利用範囲)	・番号法第9条第1項 別表第1 第16項 ・玄海町行政手続における特定の個人を識別	事後	
令和3年10月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	Ⅳ 6.情報ネットワークシステムとの接続	十分である	[○]接続しない(入手)[○]接続しない(提供)	事後	
令和4年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和4年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年12月22日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 第16項 ・玄海町行政手続における特定の個人を識別	・番号法第9条第1項 別表第1 第16項 ・玄海町行政手続における特定の個人を識別	事前	
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上	・番号法第9条第1項 別表第1 第16項 ・玄海町行政手続における特定の個人を識別	・番号法第9条第1項 別表 第二十四項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の	事後	
令和6年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和5年7月1日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年10月31日	8. 入手を介在させる作業 判断の根拠	【新様式による追記】	・マイナンバーの提供を受け付ける作業等が発生しない。	事後	
令和6年10月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	【新様式による追記】	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施して	事後	
令和7年10月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和6年10月31日	令和7年6月30日	事後	
令和7年10月27日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和6年10月31日	令和7年6月30日	事後	